

News Release

平成23年12月6日
消費者庁

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 6件
(うちガスこんろ(都市ガス用)1件、カセットこんろ1件、
石油ストーブ(密閉式)1件、石油ストーブ(半密閉式)1件、
石油給湯機付きふろがま1件、石油温風暖房機(開放式)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(うち折りたたみ椅子1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 11件
(うちライトバンク(ストロボ用光拡散用具)1件、換気扇(トイレ用)1件、
ACアダプター(携帯電話機用)1件、介護ベッド1件、水槽用照明器具1件、
携帯電話機2件、エアコン(室外機)1件、電気がま1件、
電気洗濯乾燥機1件、脚立(伸縮式)(アルミニウム合金製)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者
委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号A201000272を除く)。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 介護ベッドについて（管理番号A201100651）

① 消費者への注意喚起

使用者（80歳代）が、当該製品下部のモーター一部と床の間に体が挟まった状態で発見され、死亡が確認される事故が発生しました。ベッドの下に落とした物を拾おうとし、ベッドの下にもぐり込んだ際、ベッドを上下させるスイッチに誤って触れた可能性を含め、事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品を含む電動ベッドについて、医療・介護ベッド安全普及協議会から以下のように注意喚起されていますので御使用の方におかれましては、事故の発生を未然に防止するためにも、次の事項について注意してください。


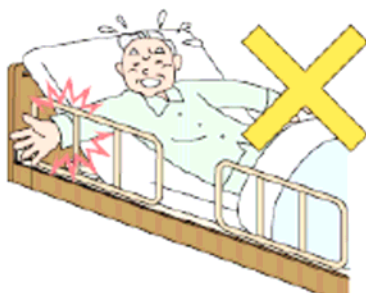
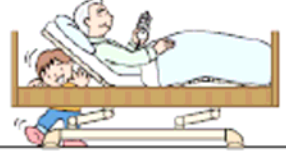



- ・ベッドの下に入らない
- ・サイドレールに手や足を入れない
- ・ベッドの下などにもぐり込まない
- ・電動操作中は手や足を入れない
- ・指ばさみに注意する
- ・足先に注意する
- ・うつ伏せで背上げをしない
- ・誤操作を防止するため電源プラグを抜いておく
- ・手元スイッチはベッドの外側に掛けておく
- ・取扱説明書を読んでおく
- ・製品使用の際に、不具合や不安等がある場合には、製造事業者又は販売事業者等に速やかに御連絡・御相談ください。

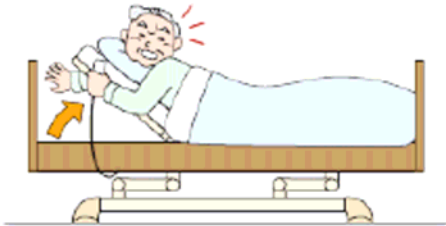



医療・介護ベッド安全普及協議会においては介護ベッド等による事故等についての注意喚起の呼び掛けを行っておりますので御覧ください。

（医療・介護ベッド安全普及協議会のホームページ）

URL：<http://www.bed-anzen.org/>

電動ベッドご使用時の注意事項

<p>ベッドの下に入らない</p> 	<p>サイドレールに手や足を入れない</p> 
<p>ベッドの下などにもぐり込まないで下さい</p>  <p>●ベッドの下にもぐり込んだり、ベッド内に身体の一部(頭や腕)などを入れないでください。ベッドの可動部分(ボトムなど)とフレームやベッドサイドレールとの間に頭・腕や足をはさんでケガをするおそれがあります。ベッドポジション操作時は、ベッドの下やうしろに障害物がないことを確認のうえ、操作してください。</p>	<p>電動操作中は手や足を入れないで下さい</p>  <p>●電動操作中は、ベッドフレーム、背ボトムなどの下に手や足を入れないでください。下がってきたベッドフレーム、背ボトムなどで手や足をはさんでケガをするおそれがあります。</p>
<p>指ばさみ注意</p>  <p>●背ボトムや足ボトムを下げるときには、ボトムの下に手や指を絶対に入れないでください。ボトムとオプション受けなどの間にはさまれてケガをするおそれがあります。</p>	<p>足先に注意</p>  <p>●ベースフレームの上に足をかけたり、足先をベースフレームの下につっこんだりしないでください。はさまれてケガをするおそれがあります。</p>

<p>うつ伏せで背上げしないで下さい</p>	<p>誤操作を防止するためプラグを抜いて下さい</p>
 <ul style="list-style-type: none"> ●うつ伏せに寝た状態での背上げは関節を逆に曲げることで、けがをするおそれがあります。絶対に行わないでください。 ●頭側、足側が反対の状態でご寝ないでください。 	 <ul style="list-style-type: none"> ●幼児や操作が理解できないと思われる方（認知症の方など）が一人で手元スイッチに触れる可能性がある場合（介護をする方の外出時など）には、電源プラグをその都度抜いてください。誤操作によりケガをするおそれがあります。
<p>手元スイッチはここに付けて</p>	<p>取扱説明書を読みましょう</p>
 <ul style="list-style-type: none"> ●手元スイッチを上図の位置にかけないと、無意識にスイッチに触れて誤操作する恐れがあります。 ●手元スイッチは上図の位置にかけましょう。お使いになる方の理解度が低下している場合は、手元スイッチを手の届かないところにおきましょう。 	 <ul style="list-style-type: none"> ●正しい使用方法を知らないと、思わぬケガをする恐れがあります。 ●介護を受ける方はもとより家族等も取扱説明書を読みましょう。 ●症状によっては、ベッド操作（背上げ・膝上げ・昇降）をすることが症状に適さない場合があります。使用に際し不安のある方、治療中の方は、医師に相談の上ご使用しましょう。

※当協議会発行の『電動介護ベッドハンドブック』より抜粋

電動ベッドをより安全にご使用いただくために以下もご確認下さい。



<http://www.bed-anzen.org/use/anzen.html>



<http://www.bed-anzen.org/use/anzen.html>

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当)

担 当 : 中嶋、榎本、川船^{かわふね}

電 話 : 03-3507-9204 (直通)

F A X : 03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100655	平成23年11月26日	平成23年12月1日	ガスこんろ(都市ガス用)	IC-3301GF-L	パロマ工業株式会社 (現 株式会社パロマ)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品下側に通っていたゴム管が当該製品グリル部の使用による熱影響を受け損傷し、漏洩したガスに引火した可能性を含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から10年以上経過した製品 平成23年11月28日に経済産業省原子力安全・保安院にて公表済事故
A201100660	平成23年11月12日	平成23年12月2日	カセットこんろ	B-9NW(岩谷産業株式会社ブランド)	株式会社旭製作所 (岩谷産業株式会社ブランド)	火災	カセットボンベを装着した当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品が破損し、当該製品に装着していたカセットボンベのボトム(底)側が抜けていた。現在、原因を調査中。	静岡県	
A201100661	平成23年11月22日	平成23年12月2日	石油ストーブ(密閉式)	UFH-645UKF	サンポット株式会社	火災 死亡1名	当該製品及び周辺が焼損する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品の電源プラグとコンセントの接続部でトラッキング現象(絶縁破壊による短絡)が発生した可能性又は屋内配線で漏電等が発生した可能性も含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A201100662	平成23年11月26日	平成23年12月2日	石油ストーブ(半密閉式)	SV-V45MC2	株式会社コロナ	火災	当該製品を着火後、発煙に気付き確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品及び周辺が焼損した。現在、原因を調査中。	北海道	
A201100663	平成23年11月23日	平成23年12月2日	石油給湯機付ふろがま	UKB-3300TXA(FF)	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用後、当該製品の排気管から出火する火災が発生し、当該製品が焼損した。現在、原因を調査中。	北海道	製造から10年以上経過した製品
A201100664	平成23年11月20日	平成23年12月2日	石油温風暖房機(開放式)	FW-322S	ダイニチ工業株式会社	火災 軽傷1名	当該製品を消火せずに給油をしたところ、当該製品のカートリッジタンクの口金から灯油が漏れ引火する火災が発生し、建物が全焼、1名が負傷した。現在、原因を調査中。	滋賀県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201000272	平成22年6月18日	平成22年7月1日	折りたたみ椅子	CF-B7N	コクヨファニチャー株式会社	重傷1名	<p>当該製品に座ったまま、当該製品の支点付近を持って持ち上げ、当該製品の向きを変えた際、パイプの間に指を挟み、負傷した。当該製品は、折りたたみ時に支点部を構成する前脚部と後脚部の間に隙間が生じる構造であった。</p> <p>調査の結果、右側支点部の後脚上端に取り付けられていた樹脂製キャップが、長年(約23年)の使用により破断し、後脚部をなす金属製パイプの端部が露出していた。このため、使用者が中腰のまま向きを変えようとした際、支点付近を持ったため、半開きとなり隙間を生じていた支点部の間に指が入り込み、床に置いた際に、挟まったものと考えられる。</p> <p>事業者は、既販品については、部品(脚キャップ等)受注の際、注意喚起ラベル及びポスターを配布している。また、1995年以降に製造した製品は、支点部が離れない構造に設計変更を行っている。</p>	千葉県	平成22年7月6日に、ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100648	平成23年11月20日	平成23年12月1日	ライトバンク(ストロボ用光拡散用具)	火災	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品が焼損した。当該製品の警告表示に反し、上向きで使用していた状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A201100649	平成23年3月25日	平成23年12月1日	換気扇(トイレ用)	火災	当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岩手県	事業者が事故を認識したのは、11月22日 平成23年4月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201100650	平成23年11月19日	平成23年12月1日	ACアダプター(携帯電話機用)	火災	携帯電話機に当該製品を接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	携帯電話機に関する事故 (A201100653)と同一
A201100651	平成23年11月20日	平成23年12月1日	介護ベッド	死亡1名	使用者(80歳代)が、当該製品下部のモーター部と床の間に体が挟まった状態で発見され、死亡が確認された。ベッドの下に落とした物を拾おうとし、ベッドの下にもぐり込んだ際、ベッドを上下させるスイッチに誤って触れた可能性を含め、現在、原因を調査中。	東京都	(特記事項を参照)
A201100652	平成22年6月21日	平成23年12月1日	水槽用照明器具	火災	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。海水飼育で当該製品に海水がかかった可能性を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が事故を認識したのは、11月25日 平成22年6月30日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201100653	平成23年11月19日	平成23年12月1日	携帯電話機	火災	当該製品にACアダプター(携帯電話機用)を接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	ACアダプター(携帯電話機用)に関する事故 (A201100650)と同一 平成23年12月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100654	平成23年11月24日	平成23年12月1日	エアコン(室外機)	火災	異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	栃木県	
A201100656	平成23年11月22日	平成23年12月1日	電気がま	火災	当該製品のタイマーをセットし使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	平成23年12月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201100657	平成23年11月21日	平成23年12月1日	電気洗濯乾燥機	火災	当該製品内部(ドラム内)の可燃物(衣類)が焼損する火災が発生した。当該製品内の可燃物に残留した油脂成分が酸化熱により自然発火した可能性を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201100658	平成23年10月	平成23年12月2日	携帯電話機	重傷1名	当該製品で通話中、異常音がし、左耳に障害を負った。異常音と当該製品との因果関係を含め、現在、原因を調査中。	石川県	事業者が事故を認識したのは、11月22日
A201100659	平成23年11月22日	平成23年12月2日	脚立(伸縮式)(アルミニウム合金製)	重傷1名	当該製品を使用中、天板と脚部の接続部が外れ、落下し、1名が負傷した。取扱説明書で禁止している天板に2名乗り作業していた状況を含め、現在、原因を調査中。	奈良県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し